

「令和4年農林水産省告示第1650号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を改正する件（プロパモカルブ塩酸塩）（案）についての意見・情報の募集」の結果について

令和8年6月29日
農林水産省消費・安全局

令和4年農林水産省告示第1650号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を改正する件（案）について、令和7年7月25日から令和7年8月23日までの期間、e-Govに掲載すること等を通じて広く国民の皆様から意見・情報を募集いたしました。

その結果、本件に関して御意見の提出はありませんでした。

本件につきましては、別紙のとおり告示を制定することとしております。

なお、プロパモカルブ塩酸塩農薬使用者安全評価書は別添のとおりです。

皆様方の御協力に深く御礼を申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先
農林水産省消費・安全局農産安全管理課
電話：03-3502-8111（内線4503）